農林水産行政の適正かつ効果的な遂行を目指す体制整備

~ 農林水産省設置法の一部を改正する法律案~

1.はじめに

第 177 回国会(常会)に提出された農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第 18号)(以下「改正案」という。)は、農業経営の安定や食品安全に関する業務等を国が的確に実施する体制を整備するため、地方農政事務所を廃止し、地域センターを設置するなど、農林水産省の地方支分部局の再編を行うことを主な内容としている。同時に、政省令の改正により、本省組織の再編も予定されている。また、地域センターが設置されることに伴い、「地方自治法第 156 条第 4 項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件 (閣承認第 1号)以下「承認案件」という。)も改正案と併せて国会に提出されている。法律の施行日は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において政令で定めることとされている。

なお、改正案は、平成 22 年の第 174 回国会(常会)において衆議院に提出された法律案(閣法第 25 号)(審査未了(廃案)となった。以下「前改正案」という。)の内容を見直し、政府が再提出したものである。本稿では、前改正案が審査未了となった背景及び改正案の概要について記す²。

2.前改正案が審査未了となった背景

(1)前改正案の主な内容

前改正案は、平成 20 年 9 月に発覚した事故米穀の不正規流通問題(以下「事故米問題」という。)等を受けての農林水産省の組織改革に向けた動きや、戸別所得補償制度の導入、農林漁業の 6 次産業化等の新たな農政の展開に対応することを目的として提出された。具体的には、 地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止し、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置する、 北海道農政事務所の分掌事務について、農業経営の改善及び安定に関する事務全般を分掌するようにする、 農林水産省の業務全般について、特別の機関として独立性をもって業務監察、行政評価等を行う「農林水産行政監察・評価本部」を設置する、 農林水産技術政策の企画・立案等に関する事務を農林水産省の内部部局に移管し、農林水産技術会議を廃止する内容で、前改正案が第 174

¹ 地方自治法(昭和22年法律第66号)第156条第4項

[「]国の地方行政機関(駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。) は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。」

² 前改正案の内容の詳細は、拙稿「農林水産行政の適正かつ効果的な遂行を目指す組織再編」『立法と調査』 303号(2010.4)を参照されたい。

回国会で成立していれば、農林水産省の新組織体制は平成 22 年 10 月 1 日に発足する予定であった。

(2)前改正案についての議論

与党・民主党内では、前改正案の内容に関して、地方支分部局の再編の在り方や農林水 産技術会議の廃止と農林水産行政監察・評価本部の設置の是非等について様々な議論が行 われたが、第 174 回国会会期中には結論に至らず、前改正案が衆議院農林水産委員会に付 託されることはなかった。

同国会閉会後も民主党内部で引き続き議論が行われた結果、農林水産省の地方支分部局の再編について、新政権の新しい政策、内閣全体の行政組織再編を踏まえたものとする必要がある、農林水産技術会議については、専門家の合議制による研究開発の司令塔たる役割は今後ますます重要になるため、その運営が設立当初に意図したものとなるよう機能を強化する必要がある、農林水産行政監察・評価本部については、法律に基づいて特別の機関として設置するという組織的強化によってではなく、外部監察の導入などによる機能面での強化によって対応すべきである等の考え方がまとめられた。

以上のような与党内での議論等を踏まえ、政府において農林水産省組織再編について改めて検討が行われ、平成22年12月には平成23年度総予算政府原案が閣議決定され、農林水産省は「平成23年度組織・定員改正の主要事項」を示した。これに基づき、23年2月8日、政府は改正案及び承認案件を衆議院に提出した。

3. 改正案の内容

改正案では、地方組織について、地方農政事務所を廃止し、地域センターを設置することは、前改正案とほぼ同様であるが、本省組織については、農林水産技術会議の廃止や農林水産行政監察・評価本部の設置の規定は盛り込まれなかった。

(1)農林水産省の地方組織再編

改正案では、現行の「地方農政局(7局)」-「地方農政事務所(38拠点)」-「地域課(132拠点)、統計・情報センター(176拠点)」という3段階になっている地方組織を簡素化・集約化し、「地方農政局(7局)」-「地域センター(65拠点)+支所(38所)」の2段階に再編することとしている(図1)、農林水産省によれば、各地域センターは100人程度、支所は10人程度の人員規模を想定している。その設置位置は、都道府県内における地域センターへの移動時間が、おおむね2時間以内になるよう配慮したとのことである。

従来、地方農政事務所の農政業務、消費・安全業務、食糧業務及び統計業務は、それぞれ全国の計346拠点に分散して実施されている。改正案は、各業務を地域センターごとに集約することにより、国が担うべき農業経営の改善及び安定や食品安全に関する業務等を総合的に実施しようとするものである。これは、政権交代後、農林水産省が重点政策に掲げる農業者戸別所得補償制度や農林漁業の6次産業化推進施策を実施するに当たり、重要な役割を果たす地域現場にとって必要な組織整備と位置付けられている。

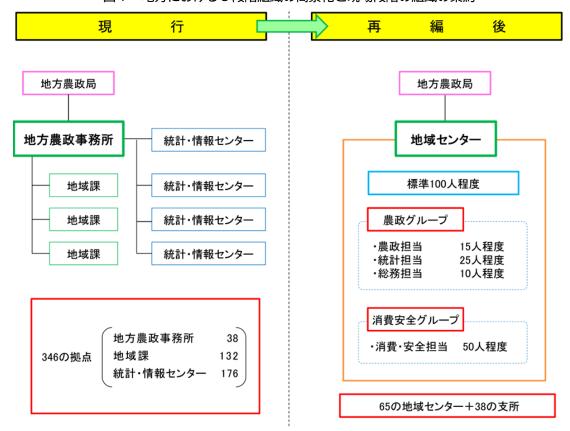


図1 地方における3段階組織の簡素化と現場段階の組織の集約

(出所)農林水産省資料

一方で、この地方組織再編は、事故米問題において、BSE問題等の教訓が地方組織における主要食糧業務の実施体制にいかされず、本省の総合食料局や地方農政局も現場組織に対し十分な管理・監督機能を発揮できなかったこと等が背景にあると見られる。このため、今回の組織再編により、本省も含め、米麦の流通監視業務等は、売買関連業務と切り離し、消費・安全部局へ移管することとしている。

なお、地域センターにおいては、米麦の売買・管理業務は行わないこととし、地方農政局で行うこととしている³。

(2)北海道農政事務所の分掌事務の見直し

北海道では、地方農政局に相当する機関として北海道農政事務所が設置されている。現行法では、北海道農政事務所による「農業経営の改善及び安定に関すること」の分掌事務を、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」の規定による交付金の交付に係るものに限ると規定している(法第21条第1項第1号)。北海道にあっては、道庁と同農政事務所が伝統的に農政事務の役割分担を行ってきたことが背景にある。

³ 農林水産省は、事故米問題の反省を踏まえ、地方農政事務所の実施していた米麦の売買・管理業務を地方農政局が行うこととし、平成22年10月から政府米の販売業務等を民間事業者に包括的に委託することを予定していた。前改正案が審査未了となり、地方農政事務所は存続したが、政府米の販売等業務の包括的民間委託は同月から予定どおり実施された。

改正案では、平成23年度から本格実施される農業者戸別所得補償制度にも対応できるよう、他の地方農政局と同様に、「農業経営の改善及び安定に関すること」全般を所掌事務として明記することとしているが、これは前改正案と同様である。

4. 農林水産省本省組織の再編成

農林水産省設置法改正に基づく地方組織の再編と併せて、農林水産省組織令(政令)や 農林水産省組織規則(省令)の改正により、本省組織も改編される予定となっており、そ の主な内容は図2のとおりである。

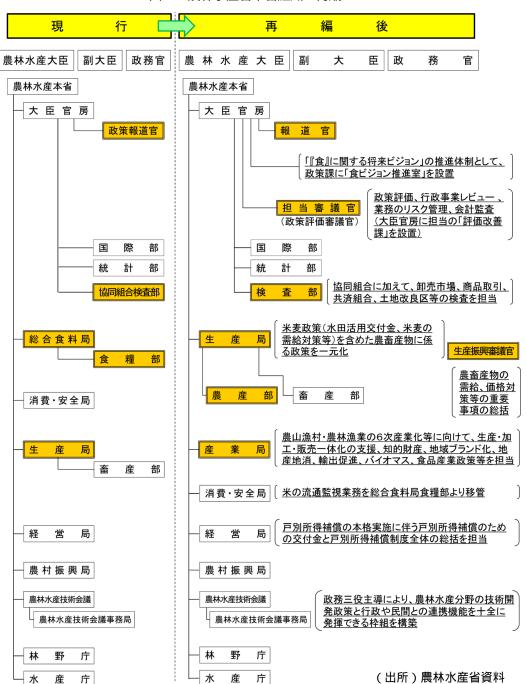


図2 農林水産省本省組織の再編

農林水産技術会議は、平成 22 年 9 月以降、同会議の在り方について議論を行った。これを踏まえ、今後の農林水産分野の技術開発政策については、「政務三役主導により、専門家が自ら試験研究の在り方やその方向を議論する技術会議の機能を活かしながら、厳しい財政状況の下で、効率的、効果的に行政ニーズに応え、成果が普及に及ぶ研究を促進する。更に行政刷新会議などの議論を適切に反映し、効率性・透明性を確保」するとしている。

前改正案において設置が予定されていた農林水産行政監察・評価本部は、農林水産省の業務を適正に遂行する体制を強化し、国民から信頼の得られる業務の実施を確保することを目的としていた。その機能については、大臣官房情報評価課を改組した評価改善課により政策評価や行政事業レビュー等を実施するとともに、農協や卸売市場等の農林水産関係組織の業務・会計の検査を行う部局の統合を通じて担わせることとしている。

なお、新組織(いずれも仮称)は、平成23年7月1日に発足する予定である。

5.今後の課題等

平成23年度から本格実施される戸別所得補償制度は、対象となる農業者が地域センターや支所に対して諸手続を行う。また、6次産業化に関する申請は、地方農政局のほか地域センターでも受け付けることとしている。こうした農政の新たな展開において、農業者と地域の出先機関との関係性が一層密になる一方、組織再編により地方拠点が従来の3分の1以下に減少する状況の下で、地域の農業者へのきめ細やかな行政サービスの提供が確保されることがより重要となる。

農林水産技術会議の在り方は、引き続き検討が行われるが、試験研究の評価を行う際には、それが行政ニーズに見合ったものか、また、試験研究の成果が農業生産現場に十分反映されているかを検証することが重要であり、これにより研究成果の実用化及び普及手法の見直しを行っていくことが課題となる。

また、農林水産行政において、政策評価や業務・会計検査の適正性を確保し、その円滑かつ効果的な遂行に反映させるためには、さらに外部有識者による検証や監査の手法の活用を検討する意義もあると考えられる。

なお、民主党は平成 20 年の第 169 回国会(常会)に、食品安全行政を一元化するための食品安全庁設置について規定する「食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案」(衆第 14 号)を提出した経緯があり、先の総選挙におけるマニフェストにおいても約束しているとして政府に設置を求めている5。同庁設置については、内閣官房において検討が続けられており、食品安全行政における農林水産省、厚生労働省及び消費者庁等関係省庁の事務をどう調整していくかが課題と見られる。

^{4 「}農林水産分野の技術開発政策の新たな枠組の構築について(概要)」(平成22年12月、農林水産技術会議事務局)

⁵ 食品安全庁の設置に向けた検討は、食料・農業・農村基本計画(平成22年3月閣議決定)及び消費者基本計画(同)に盛り込まれている。